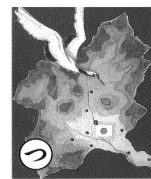




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年10月11日(金) 号外(第3号)

■ 目 次

ページ

告 示

○豚コレラまん延防止のための家畜等の移動等の制限(畜産課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第161号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項及び群馬県家畜伝染病まん延防止規則(昭和28年群馬県規則第49号)第4条の規定により、次のとおり家畜等の区域外への移出を制限する。

令和元年10月11日

群馬県知事 山本 一 太

1 制限の内容

家畜、その死体及び物品の区域外への移出

2 制限の期間

令和元年10月11日から当分の間

3 制限の対象となる区域

藤岡市坂原、譲原、三波川、高山、鬼石、浄法寺、保美、金井、下日野、吉井町平比良、西平井、東平井、矢場、三本木、牛田、神田、川除、本郷、根岸、小林、上戸塚、下戸塚、藤岡、鮎川、緑埜、白石、上大塚、中大塚、下大塚、本動堂、篠塚、上栗須、中栗須、下栗須、岡之郷及び新町

4 対象となる家畜、その死体又は物品の種類

(1) 対象となる家畜の種類

豚及びいのしし

(2) 対象となる死体の種類

豚及びいのししの死体

(3) 対象となる物品の種類

豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品